

## 速報！ 今年の最低賃金の動向は？

8月8日に開催された「長野地方最低賃金審議会」において、長野県の最低賃金額を現行の821円から27円引き上げ、848円とするよう答申が出されました。これは7月に「中央最低賃金審議会」で示されていた目安のとおりで、過去最大の引き上げ幅となります。

この後、異議申し立て等がなければ、10月4日から答申どおり改定されることとなります。

参考までに、ここ数年間の長野県の最低賃金額の推移を示してみます。

- H30（2018）年：821円（前年比+26円）
- H29（2017）年：795円（前年比+25円）
- H28（2016）年：770円（前年比+24円）
- H27（2015）年：746円（前年比+18円）

これで今年848円に改定されると、4年間で100円以上の引上げになるということで、企業・法人にとっては負担が重くなっていることが実感できます。

政府は「早期に、最低賃金が全国加重平均で1,000円となることを目指す」としています。ここ数年の引上げ率を見ていると、この流れはまだ続きそうですし、それを見越した賃金設計を考えていく必要があります。

処遇改善加算なども活用して、職員の待遇アップにいつそう気を配っていくことが求められます。

## 1か月単位の変形労働時間制って？ ①

福祉・介護事業所の就業規則を拝見すると、「勤務時間は1か月単位の変形労働時間制とし、1か月を平均して週40時間以内とする」といった文言をよく見かけます。しかしながら、実状をお聞きすると、実際にこの変形労働時間制を適切に運用できている（あるいはうまく活用している）事業所は少ないように思われます。

そこで今回から、この「1か月単位の変形労働時間制」の仕組みやルールについて見ていきたいと思います。

そもそも労働時間は、労働基準法の中で「1日につき8時間、1週につき40時間」が上限として定められています。ただ、業種によっては月の中で繁閑の差があり、

月末は忙しいが月初は余裕がある、といったことも想定されることから、「1か月以内の一定の期間を平均して、1週あたりの労働時間が40時間以下になっていれば、特定の日・週の所定労働時間が8時間・40時間を超えていても時間外労働とはならない」という制度が作られました。それが1か月単位の変形労働時間制です。（1年単位の変形労働もあります）

つまり、1か月の勤務表（シフト）の中で、この日は10時間勤務だが、別の日に6時間勤務の日があり平均すれば週40時間以内に収まる、あるいはこの週は50時間の勤務になるが、別の週で30時間勤務となるので月で見れば平均40時間以内になる、など、きちんと条件をクリアすれば柔軟な勤務シフトの設定が可能になるということです。

そして、特定された日（たとえばあらかじめ10時間勤務とされた日）には、**8時間を超えた部分についても時間外手当は必要ない**（この場合、2時間分についての割増をする必要はない）ということになります。

ですので、8時間を超える夜勤シフトがある事業所や、勤務シフトが多様にある事業所では、変形労働時間制を採用し、活用していることが多いのです。

次回へ続きます

## セミナー開催予告！

今年度第1回目の自主セミナーを、以下のように計画しております。詳細は追ってご案内しますが、ご参加のほどよろしくお願いいたします！

日時：令和元年10月24日（木）13:30～16:00

会場：長野市若里市民文化ホール会議室

内容：働き方改革に伴う労務管理、特定処遇改善加算について など（予定）

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：[mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)